

## 令和5年度第1回宮崎県環境審議会における委員意見と反映状況について(促進区域関係)

No.	質問・意見	素案での反映状況
1	太陽光と風力発電だけでなく、もう少し幅を広げて地熱やバイオマスなどの基準を作った方がいいのではないかと。	「バイオマス発電」について追加する。 (理由)環境省令第5条の4において、都道府県基準策定の考え方として、「当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。」とされているところであり、第四次宮崎県環境基本計画における2030年度の再生可能エネルギー導入目標において示される現状値と目標値の差が大きくなっているものが、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電であるため、これら3つについて県基準を策定する。
2	再エネでポテンシャルの高いものとは別枠で、地域に密着した小水力についても基準を作った方がいいのではないかと。	「水力発電」について今回追加しない。 小水力発電の市町村の導入に関しては、現時点では具体的な計画がないため、今後情報収集を行いながら必要に応じて策定する。
3	施設設置前に環境アセスを行うと思うが、施設設置後の検証を行う考えはあるか。経産省では1年の検証を行うようになっているが、最低5年は必要だと思う。	資料3の9ページのうち太陽光発電の環境配慮事項に「設置後の維持管理計画の検討及び事業計画終了後の処分計画の有無」を記載
4	風力には洋上風力も含まれるのか。もし陸上のみであればその理由は。	洋上風力発電は、促進区域で対象とする施設対象から除かれているため、対象としない。
5	太陽光の考慮すべき環境配慮事項の中に「水の濁りによる影響」とあるが、水が濁るのは水生生物にとって大事なことであり、問題は飲料水の汚染だと思うので、そこは明確にわかるように記載した方がいい。	資料3の4ページのうち環境配慮事項「水の濁り」のうち、「適正な配慮のための考え方」において、飲用水等の対策について記載
6	除外区域の中で、宮崎県特有の項目として農地関係をいれているが、本県は林業県であるため、林業に関する項目も追加した方がいいのではないかと。それとも保安林に含めているのか。	資料3の3、17ページ太陽光及びバイオマスの「除外すべき区域」に「保安林・保安林予定森林等」を記載 また、資料3の11ページのうち環境配慮事項「土地の安定性への影響」に「保安林」及び「保安林予定森林等」を記載
7	騒音による影響について、一般に聞こえない振動(150Hz)についても考えてほしい。	資料3の4、11、18ページのうち環境配慮事項「騒音による影響」のうち、「適正な配慮のための考え方」において、「騒音(低周波音含む。)」として記載
8	可聴音だけではなくて、150Hz以下の振動についても考えるというのは、考慮を要する区域・事項の「収集すべき情報」の部分に記載されるのか。	「収集すべき情報」として整理するのではなく、資料3の4、11、18ページのうち環境配慮事項「騒音による影響」のうち、「適正な配慮のための考え方」において、「騒音(低周波音含む。)」として記載
9	審議の中で出た「聞こえない騒音」について、騒音と低周波音という言い方に変えてはどうか。	資料3の4、11、18ページのうち環境配慮事項「騒音による影響」のうち、「適正な配慮のための考え方」において、「騒音(低周波音含む。)」として記載